

《鳴門市農業委員会 3月総会 議事録》

開催日時 令和6年3月28日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1 番	栗田	和美	2 番	石園	順市	3 番	稲木	伸顕
4 番	井上	富夫	5 番	大西	善郎	6 番	小川	佳
7 番	海山	貞佳	8 番	川添	誠司	9 番	小林	幸男
11 番	杉本	英昭	12 番	高田	吉敏	13 番	竹村	昇
14 番	中井	弘	15 番	西川	公昭	16 番	西川	美鈴
17 番	濱堀	秀規	18 番	林	博子	19 番	藤江	厚子
20 番	向	栄治						

欠席委員 10 番 里見 廣治

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6 件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	4 件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について	
所有権移転:	2 件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8 件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	5 件
④ 使用貸借解約について	1 件
⑤ 非農地証明願について	1 件
⑥ 地目照会について	1 件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年3月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。
進行につきましては大西会長よりよろしくお願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
議事録署名人は、17番 濱堀委員さん、2番 石園委員さんをお願いいたします。
それでは、これより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 6件>
・申請番号1～6について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いいたします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。

事務局係長 地元委員さんから本日欠席の連絡が事前に事務局に入りまして、予め事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読して読み上げます。
申請地は、北島町の共栄橋から北東200mほどに位置する農地です。
譲受人は申請地に隣接する土地を所有しており、退職後に農業をしたいという思いもあったことから、譲渡人との話がまとまり今回の申請に至りました。
譲受人自身は耕作経験はありませんが、母親が家庭菜園で10年以上の耕作経験があり、取得後は母親の指導を受けながら自家消費用にきゅうりやじゃがいもなどの野菜を栽培する計画です。
周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見ををお願いします。

井上委員 4番。申請番号2番についてご説明申し上げます。
譲受人は大麻町で桃と野菜を栽培している農家です。
申請地は、JA徳島北板東経済センターから南100mほどに位置する農地です。最近まで桃が栽培されていましたが、現在は休耕地となっています。取得後はキャベツやブロッコリーなどの野菜を栽培する計画となっています。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

大西会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

濱堀委員 譲受人は大津町でレンコンを栽培している専業農家です。
譲渡人は、親子でレンコンを栽培している専業農家です。
申請地は、すみれ保育園から北西300mほどに位置しています。10aというすごく細い所で、現在は何も植えられていませんが、夏にはナスやネギなどの家庭菜園用の野菜を栽培しています。
周辺はレンコン畑であり、周辺の農地への影響もありませんので、許可しても問題ないと思われます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

井上委員 4番。譲受人は大麻町や阿波市、石井町で水稻とスダチを栽培している農家です。
申請地は、霊山寺の東側に位置する農地です。現在は水稻とスダチが植えられております。取得後も引き続き水稻とスダチを栽培する計画となっています。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号5番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

稲木委員 3番。譲受人は耕作経験はありませんが、夫が農業法人で15年の耕作経験があり、夫婦で農作業に従事する予定です。
申請地は、鳴門インターチェンジから北に位置する農地で、現在は草が生え

て荒れている状態です。

農地取得後は耕作放棄地になっている状態を解消し、イチジク栽培を行う旨の誓約書が提出されています。収穫したイチジクは自家消費用とする予定です。周辺の農地への影響ありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号5番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号6番について、地元委員さんからのご意見ををお願いします。

石園委員 2番。譲受人は新規就農にあたりますが、大麻町で水稻や野菜を栽培する農家である妻の実家で、夫婦ともに3年の耕作経験を積んでいます。
申請地は、大麻町姫田の圓勝寺から東50mほどに位置する農地です。すべて水稻を栽培しており、使用貸借設定後も同様に水稻を栽培する計画です。
周辺の農地への影響ありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号6番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号6番については原案どおり許可といたします。
以上で、議案第1号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。申請番号1番について、地元委員さんからのご意見を願います。

川添委員 8番。申請地は、大津西小学校から南東に位置する農地です。
申請人は農業を営んでおり、申請地は川の改修工事で田としての利用が難しくなったことから、土地を活用するため球技場として使用しておりました。
この度、農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。
なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。
事業計画では、既に整地して利用しており、新たな工事はいりません。
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大津西小学校から南東へ約600mに位置しており、周囲を新池川と農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。

なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それではおはかりいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<3. 農地法第5条の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。申請番号1番・2番について、地元委員さんからのご意見を願います。

稲木委員

3番。申請地は、鳴門インターチェンジから北に位置する農地です。

譲渡人は、高齢であり申請地を管理できていませんでした。この度、譲受人が近隣で新たにイチジク栽培等を行うため、農地造成が行われていた駐車場、作業場及び駐車場へアクセスするための進入路を贈与する話がまとまり、今回の申請となりました。

また、農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。

なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

事業計画では、進入路は盛り土せず整地後に転圧を行います。

排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画です。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門インターチェンジから北へ約1700mに位置しており、周囲を国道11号沿いの山林・農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

また、農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。

なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それではおはかりいたします。

申請番号１番・２番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号１番・２番については原案どおり承認といたします。

次に、申請番号３番・４番について、地元委員さんからのご意見を願います。

５番。申請地は、北灘東小学校から南東に位置する農地です。

譲渡人は、申請地の維持管理が難しく土地の管理について検討していたところ、太陽光発電設備用地を探していた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電設備の周囲にフェンスを新設し、外部への土砂流出等の被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画です。

よろしくお願いします。

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、北灘東小学校から南東へ約２００ｍに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた１０ｈａ未満の広がり無し第２種農地に該当します。

事業計画では、ソーラーパネルを１６８枚設置、４９．５ｋＷの発電出力が見込まれております。

本事業は譲受人が太陽光発電設備設置後、経済産業省の認定を受けている別会社に権利を譲渡し、その会社が発電事業を行い、四国電力株式会社に売電を行う計画で、四国電力株式会社との系統連系契約は、令和６年１月に成立しております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それではおはかりいたします。

申請番号３番・４番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号３番・４番については原案どおり承認といたします。

以上で議案第３号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第４号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長

<４．農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について>
所有権移転 ２件

・申請番号１～２について申請内容説明

議事録署名者 石園 順市